

国際動物学命名規約第3版について

伊 藤 立 則

Comments on The International Code of Zoological
Nomenclature, Third Edition

TATSUNORI ITÔ

国際動物学命名規約第3版 (International Code of Zoological Nomenclature, Third Edition) が1985年2月に発行された (以下、『規約第3版』と略記する)。1961年発行の「第15回国際動物学会議において採用された国際動物命名規約」が日本語版として出版されたのが1965年であり、あの誤訳が多くて難解だった日本語版命名規約 (以下、『旧訳』と略記する) から、実に20年ぶりに、解放されることができた。我々は、旧訳に惑わされることなく、規約第3版原本を、英語かフランス語で直接読めば良いのである。ただし、日本語で論文を書くとき、あるいは外国語の論文に日本語の要約を付けなければならないときなど、規約第3版に対応した日本語の用語が必要になる。ところで、文部省学術用語集動物学編 (増訂版) が1988年3月に発行され (以下、『学術用語集』と略記する)、その中にいくつか規約第3版に使われている用語が含まれている。学術用語集は、すべての用語を完全に網羅することを目指したものではないだろうから仕方のないことかもしれないが、この規約第3版に使われている重要な用語の中で、学術用語集に含まれていないものがいくつかある。また学術用語集には、旧訳で使われた用語で改善のために変更されて採録されたものがある。しかし、その中に

は変更されたことによって、かえって問題が出てきたものもあるように思う。物事に完全ということはないのが普通であり、また人によって意見が異なるのも当然であるから、単にこのような事を拾い出して批評することは好ましいことではない。しかし、いろいろ異なる立場で自由な意見の交換をすることは、学問の発展のために重要なことである。そしてもっと重要なことは、この意見の交換が、公開の場で行われることである。その意味で命名規約の私的な訳が公開されることは歓迎できる (例えば、清水1988)。筆者も規約第3版を全訳したが、規約の条文を読んだだけでは真意が解らない部分がかかなりあった。幸いなことに、規約第3版では詳しい語彙が追加されているので、それを読むと理解が助けられる。それでも解らないところは、1980年前後に出版された Bulletin of Zoological Nomenclature を読むと、改正の経緯が記されているので、理解できる。この小文では、筆者のこのような経験をもとに、命名規約に関連するいくつかの用語について個人的意見を述べるとともに、主な改正点と、説明を要すると思われるいくつかの条項を解説する。なお、規約第3版には、筆者が気が付いた限りで、50箇所を越す間違いや、英語とフランス語の不一致、誤植などがあるので、規約を

読まれる方は、注意されたい。

taxon(taxa)：これは、旧訳では「タクソン」とカタカナ書きされていたが、学術用語集では「分類単位」という新しい用語（訳語？）が与えられた。taxonの意味は、まったくこの通りで、正しい。なぜなら、規約第3版の語彙を見ると、taxonとは taxonomic unit である、と記されている。ところで、taxonomic unit を日本語に直すと、「分類単位」となり、taxon の訳語と全く同じになるか、せいぜい「分類学的単位」で、やはり前のとほとんど変わらない。また、taxonomic taxon なる用語が規約第3版で使われているが、taxon=『分類単位』としてこれを日本語に直訳すると「分類学的分類単位」になって、分類が多くていささか奇妙である。これは、分類単位の『分類』が余計なためである。かと言って、単位だけでは、これもおかしい。ちなみに漢字の使い方では大先輩の中国では、taxon を「単元」と訳している。これは日本語に取り入れる価値がある、と筆者は思っている。単元とは、簡単に言えば、あるまとまりのものを、いくつかに分割したものを意味している。これを取入れれば、単元とは taxonomic unit、すなわち『分類単位』のことであり、taxonomic taxon とは**分類学的単元**ということになり、用語としては非常にすっきりするであろう。「単元」の使い方の実例は、以下の文中でたびたび出てくる。

type：これは、命名規約で非常に頻繁に使われる重要な単語である。旧訳では「模式」という語が当てられていたが、学術用語集には、この単語単独では出ていない。そのかわりに、type series 基準標本系列〔旧訳：模式系列〕、type species 基準種〔旧訳：模式種〕、type specimen 基準標本〔旧訳：模式標本〕、といった他の単語を形容する形の使用法で出てくる。また複合語の一部として、holotype 正基準標本〔旧訳：完模式〕、syntype 総基準

標本〔旧訳：総模式（後でまた触れる）〕のような形で出てくることもある。これらから判断すると、type は『基準』と『基準標本』の二つに相当する。おそらく模式という語を、一般的に使われている語に平易化する意図で変更したのであろうが、その結果一つの用語で済んでいたものが複雑になってしまった。また、type を単独で「基準」と訳したのではおかしい。中国ではこの“type”を「模式」とし、holotype のようなときには「正模」と「模」だけに簡略化して表している。これは参考にしてよい。筆者は、旧訳で使われた**模式**を復活させたほうが良いと思っている。holotype は**正模式**が良いであろう（本当は、旧訳で使われた「完模式」の『完』のほうが holo- の正しい訳語である）。中国では、paratype を「副模」、allotype を「配模」と簡単に表現している。学術用語集では、paratype は「副基準標本」となっている。模式を復活させるなら、旧訳の**副模式**のままが良いと思う。また学術用語集では、allotype が「別基準標本」となっているが、holotype とは性が異なる type という意味では、配模（正式には、**配模式**）の方が適切であろう。配模の配は、配偶者の配に相当する。ただし、規約第3版では、allotype を、paratypes の一つで holotype とは反対の性のもの、という意味以外に使わないように、との勧告がなされている（勧告 72A）。学術用語集の「総基準標本」については、旧訳で「総模式」とされていたのを、「模式」の使用をやめたのに伴って変更されたものであろう。これに関連し、筆者は旧訳の時から、syntype の syn- を「総」で表すのに疑問を感じていた。模式にしる基準標本にしる、それに標本全体を一つにまとめたという意味にとれる「総」を付けることは、用語としてしっくりしないように感じる。syntype そのものは1個の標本であるから、むしろ、共通の、あるいは共同して単元の基礎をなす標本、という意味で**共模式**とよんだ

方が、語源からしても良いのではないかと思う。このような複数標本全体をまとめて表現する時には、syntype series, すなわち**共模式系列**と呼べばよい。

name-bearing type : 学術用語集には掲載されていないが、これは規約第3版で新しく採用された用語である(第61条)。種名に対する正模式〔学術用語集: 正基準標本〕, 属名に対する模式種〔基準種〕, 科名に対する模式属〔学術用語集にはないが、基準属ということになる〕などのように、ある単元の名称を適用する際の客観的基準を与えるものを name-bearing type と称する。筆者はこれを**担名模式**と呼ぶことを提案する。それは、正模式のように1個体の標本であることもあれば、模式属のように、実際の標本ではない概念上のものであることもある(“type”は必ずしも標本を意味しないことに注意)。

hapantotype : 規約第3版(第72条c)で導入された用語で、ある種の原生動物の分類にとって重要な模式概念を提供するものである。学術用語集には、なぜか掲載されていないので、筆者はこれを**汎模式**と呼ぶことを提案する。規約には、次のようなことが書かれている。原生動物で、多数の直接関係した個体、ないしは生活史の異なる段階を示す直接関係した個体が封入されたプレパラートを担名模式として指定でき、これを hapantotype と呼ぶ(ギリシャ語から作った用語)。これは分割できないものと見なされ、したがって**後模式**(lectotype)の選定によって、その中を限定することはできない、とされている。

規約には、この新用語について、あまり深い説明がないが、担名模式の根本的な姿勢(名前の責任を負うのは、1個体であるべき)に逆行する規程である。この点に関しては、命名規約の国際審議会でかなり時間をかけた検討が行われており(Melville, 1979を参照)、規約の文面からは解りにくい重要な含みがあるので、この用語が提出されるまでの

行きさつを詳しく紹介する。これは、1970年代にドイツの研究者グループが *Sarcocystis* 属(原生動物、孢子虫類)の数種および関係したいくつかの属に使われていた名称を捨て、別の名称を与えたことに端を発する。彼らは、食植性は乳類に寄生して簡単な生活史を送る *Sarcocystis* 属の1種と考えられていた動物が、実は複数の種からなり、しかも、それぞれが別の食肉性動物に寄生する有性世代を持っていることを発見した。この研究は更に発展して、多数の属を認知するに至る。彼らは、単一の世代で記載されていた種名を破棄し、中間宿主と固有宿主の属名を結合して作った新しい名称を、破棄した名称の置換名として提唱した。この行為は、命名規約に背くものである。本来なら、元々の名称はどれかに対して残され、それ以外のものに新しい名称が与えられるべきである。しかし、単一の世代の1個の標本を指定するやり方では、複雑な生活史を持つこれらの動物の模式としての機能を果たすことができず、結局は「名称の安定性」という命名規約の最も重要な目的を達することもできなくなる。審議会は、上のような事情を考慮し、複数の標本を模式に指定できる道を開かざるを得ないと判断した。そこで審議会は、一つの基準を考えた。模式に指定できる複数の個体は、直接関係のある個体に限るというのである。具体的には、生活史のある段階から取り出した個体を、ある条件下で、いくつかある宿主の中でその生活史を進行させ、単一系統からなる各生活史段階の標本を得る。これが厳密に行われるならば、各個体は間違いなく同じ種類である。しかし、これを厳密に適用できたものだけを模式にするとすると、そのためには大変に困難な作業をしなければならなくなり、實際上命名作業はほとんど進まなくなると考えられた。また、原生動物の研究者は従来、模式にはこだわらないことが多かったので、その点も考慮して、上の基準は、規約の段階

では厳密さを緩めた形になっている。

ところで、汎模式と共模式〔総基準標本〕系列は、どちらも複数の個体の集まりであるが、規約上は全く別のものであることを理解しなくてはならない。汎模式は、複数の個体からなるものの、それらは分割されないものであるとされている（別の種類の個体が混入していたら、それを除去することはできる）。つまり、複数の個体ではあっても、あたかも1個の標本であるかのように扱われる。（多分これが、担名模式は1個体にすべきという規約の大方針を損なわないよう、審議会が苦心したところではないかと筆者は考えている）。これにより、その中から後で後模式を指定することは、原則的にできないことになった。一方、共模式〔総基準標本〕系列とされた複数個体は分割可能で、その中から後模式を指定することができる。なお審議会では、電子顕微鏡標本を模式として認めるか、液体窒素で凍結した標本をどうするか、などについても議論しているが、決定は見送られている。

nominal taxon：この“nominal”は、実際には、nominal genus とか nominal species のような形で、命名規約の中で非常に頻繁に使われている重要な語である。旧訳ではこれを「公称」とし、「公称属」とか「公称種」のようにして使われていた。筆者は、「公称」という日本語からくる印象と“nominal”が本当に意味するところのものが一致していない、と長いこと感じていた。『公称』と言うと、別に通称や俗称があって、それらと違う公に認められた名称を指しているように思える。この用語については、学術用語集では扱われていない。nominal taxon とは、分類学的単位 (taxonomic taxon) に対比される概念で、両者は厳密に区別される。分類学的単位は、名前がついている単位あるいは個体を含み、ある境界で他の分類学的単位から区別できるものである（区別できるようにしようとしている）。これに対し、nominal taxon は、名称

上の単元で、その単元の内容（例えば、形態・分布など）や他の単元との境界などを問わない。命名法上の先取権 (priority) を競うのは、この表面に現れる名称であって、当該単元の内容そのものではない。nominal taxon の“nominal”の意味は、日本語で「名義上の」と言うのにほぼ等しい。従って、nominal taxon, nominal genus, nominal species は、それぞれ**名義単元**、**名義属**、**名義種**のように表現することができる。これを採用すれば、次に示すように、別の用語にも使えて便利である。

nominotypical taxon：学術用語集では、nominotypical subgenus および nominotypical subspecies として掲載され、それぞれ「基亜属」、「基亜種」なる語が与えられている。これは規約第3版で改正された重要な用語の一つで（第37条）、前に使われていた nominate〔旧訳：承名〕なる用語に相当する。例えば *Panthera leo leo* は、*Panthera leo* の nominotypical subspecies である、ということになる。学術用語集では、nominotypical の“-typical”は『基』で表されているが、“nomino-”が持つニュアンスは消えている。『基亜種』に似た用語で『基準種』があるが、前に述べてように、後者は type species のことである。nominotypical は『基』で、type は『基準』になっている。英語では、両者は全く違う（意味も発音も）用語であるが、日本語では非常に似ていて、紛らわしい。nominotypical は、上で提唱した用語、「名義」と「模式」を使って表現すると、このような紛らわしきは回避できる。つまり、**名義模式亜属**、**名義模式亜種**のようにするのである。用語としては長くなるが、上で述べたような問題はない。

species group, genus group, family group：これらの場合、旧訳では group を『グループ』とカタカナ書きし、「種グループ」、「属グループ」、「科グループ」のように

していた。規約第3版で group を使った用語は、このような場合の他に、collective group〔旧訳：集合群（『集合グループ』ではない）〕と taxonomic group がある。学術用語集では、これらの用語は特に扱われていない。ここで筆者が気にしているのは、旧訳のように、group を『グループ』と書くか『群』と書くかで意味の違いを表現できるのか、という点である。それで“taxonomic group”は『分類群』なのであろうか、それとも『分類グループ』なのであろうか、などつまらぬ事を考えてしまう。一方、これに似た日本語の『集合』あるいは『集合体』を意味する単語で、aggregate がある。そして、困ることに、規約第3版では aggregate of species や aggregate of subspecies という用語が使用されていて、直訳すれば「種の集合」「亜種の集合」ということになり「集合群」(collective group)と紛らわしい。これらすべての用語を明確に区別するために、意味の違いを整理してみよう。

species/genus/family group：命名規約が扱う単元は、いくつかの異なる分類階級を含む群、すなわち species group, genus group, そして family group の三つの群に、大きく分けられている。各 group の内容は、次の通りである。

species group は、種および亜種の階級に属するすべての単元を含む。genus group は、family group と species group の中間にある階級、すなわち属と亜属に属するすべての単元を含む。collective group のために提唱された名称、および生痕化石に基づいて genus-group level の単元のために創られた名称も、genus group の名称として扱う。family group は、上科、科、亜科、族、の階級に属するすべての単元を含む。これら以外でも、上科より下で属より上の階級があれば、それに属する単元は family group に含まれる。

以上、これら三つの group は、横の広がり（同階級の単元）と縦の広がり（異なる階級）を持つものである。それぞれの group の中では、階級が違っていても、いくつか共通の規定（その群に特有の規定）が適用されている。つまり、このような規定に対しては、同じ group の中の単元は、階級が違ってても、等しい資格を持っていることになる。例えば、ある単元の名称があったとするとその単元の属する group の中での階級の変更は、何等かの規定に抵触しない限り、その名称の先取権に影響を及ぼさない（第23条）。ここで言う group はこのような単元のまとまりを示している。species-group name とか genus-group name のような使い方が、規約の中で非常に多い。species-group name とは、種小名または亜種小名の意味である。また species-group taxon という表現で使われることがあるが（第72条など）、意味は、種と亜種の階級にある単元、ということである（これは、旧訳の用語に従えば『種グループタクソン』となり、『種』以外は皆カタカナになってしまう）。

taxonomic group：一つの単元であるが、その下位にあるすべての単元と、それらに属する個体までもを含めた意味で使われる。縦と横の広がりを持つ群である。

collective group：既知の属には明確には入れることのできない名義種の集合 (assemblage) で、それに対してははっきりと提唱された名称は、genus group の名称として扱うことになっている。この場合の group は、横の広がりしか持たない。

aggregate of species； aggregate of subspecies：これらは規約第3版で採用された新しい用語である。一つの属または亜属に含まれるいくつかの種の集まり (aggregate) を示すために、一つの名称を、丸括弧に入れて属名と種小名の間に挿入することができ

る。これは aggregate of species の名称であり、species group の名称として扱われる。一方、一つの種に含まれるいくつかの亜種の集まりを示すために、一つの名称を、丸括弧に入れて種小名と亜種小名の間に挿入することができる。これは aggregate of subspecies の名称であり、これも species group の名称として扱われる。これらの名称は、小文字で書き（前者の場合は、亜属名と区別する必要がある）、かつ、このような名称が使われる最初の機会に、その意味を示す注釈語を、同じ丸括弧の中に入れておくことが勧告されている。例えば、*Ornithoptera (superspecies priamus) priamus* (Linnaeus, 1758) のようにする。

以上のうち、collective group と aggregate of species / subspecies の違いはきわめて明快である。collective group は、どこかの属に含めることができないような名義種の寄せ集めであり、それらの間に積極的な関連を認めて創った単位ではない。いわば便宜上の措置として属階級扱いをする、名義種の「寄せ集め群」である。それで筆者は、collective group を寄集群 (kishuu-gun と読む) と新しく呼ぶことを提案する。一方、aggregate of species / subspecies は、いくつかの種または亜種の間で積極的な関連を認めて創った単位で、意味を汲めば「種の集合群」「亜種の集合群」ということになる。しかし、「集合群」では旧訳の collective group と同じになるので、筆者は aggregate に集群 (shuugun と読む) を当てることを提案する。つまり、aggregate of species を種の集群、aggregate of subspecies を亜種の集群とするのである。そして「集合群」なる用語は、collective group の旧訳用語として記憶されるだけのものにする。

一番問題が多いのが、species group などの“group”の処理である。単純に“group”に『群』を当てたのでは、“species group”は『種

群』となり、種の集まり、あるいは種を集めたものという、横の広がりや印象づける用語にしかならない。旧訳のように『グループ』を使っても、その点は同じである。重要なのは、いくつかの異なる階級に属する単元のまとまりを、この用語は示している点である。そこで筆者は、このような場合の“group”のための、階級群なる新用語を提案する。つまり、species group は種階級群、genus group は属階級群、family group は科階級群ということになる。species group などと同様に、taxonomic group の場合も縦の広がりを持つ。それで、taxonomic group は、分類階級群と表現できる。ただし、我々が「分類群」と言ったとき（分類群としての昆虫、のように）、それは何がしかの縦の広がりを含めていることが普通だと思う。それで、taxonomic group は、単に分類群としても実用上は問題ないかも知れない。

Glerck's Aranei Svecici : 第3条に、動物学命名法の出発点の日付を、1758年1月1日とする、という規定がある。この日付とリンネの「自然の体系」(Systema Naturae)の第10版をその始まりとするという点で、第3条は前の命名規約と変わってはいないが、規約第3版では、ClerckのAranei Sveciciという著作が、追加されている。しかも、Aranei Sveciciに出て来る名称は、「自然の体系」第10版に出て来る名称に対して先取権を持つと規定されている。この規定を読んだ人は、「自然の体系」が命名法の出発点であったはずなのに一体これはどういうことか、と疑問に思うのが普通だろう。これは、Clerck (1757)により公表されたAraneusなるオニグモの属名と、それに結合したいくつかの名称を使用可能にするための措置である。この著作は「自然の体系」第10版より先に公表されたため、同じオニグモの属にリンネが付けたAraneaなる名称を使わずにAraneusの方を使う研究者がいて、混乱していた。この件

に関しては、パリでの動物学会議、ロンドンでの同会議などで、古くから問題にされてきた経緯がある (Sabrosky, 1980; 松本, 1986, 参照)。

種または亜種の集群：集群については上で簡単に触れたが、注意を要する点がある (第6条 b, および勧告 6B とその例を参照)。それは、集群を認めることは、種階級群単元の階級を新しく作り出すことではない、という点である。あくまで、種ないし亜種の階級内での単元の集まりで、階級とは違う。これは、特に鱗翅類の分類でよく使われてきたやり方らしい (Sabrosky, 1980 参照)。

公表の基準：第III章には、前の命名規約と大きく変わった点がある。それは、紙にインクで、という印刷方法の規制が、現在の急速な印刷技術の進歩にそぐわなくなったために、この規制を 1985 年以降大幅に緩和することになった。ただし、これが無闇に拡大解釈されて混乱しないよう、著者がその著作に含まれる新名称や命名法上の行為が、永久的、公的、学術記録のためのものであることを明記すること、といった条件や、いくつかの勧告が追加されている。著者は、当該著作の有料・無料の別、入手できる場所や価格、公表日付だけでなく、その日付で何部作成されるか、という点もはっきりさせるべきだというような勧告もある (勧告 8B)。これらは著者に対する勧告の形になってはいるが、学術雑誌のような場合、編集者に新たな責任が生じたとも考えられる。なお、旧訳では“publish”や“publication”が『出版』または『出版物』と訳されているが、これは注意を要する。規約の中で、これらの用語、特に動詞の方は、公表の意味で使われていることの方が多い。日本語と英語 (フランス語) の含蓄が違うため、このような混乱が起きたようである。

ichnotaxon：学術用語集には、ichnospecies (生痕種) なる用語は掲載されているが ichnotaxon は掲載されていない。筆者

は、これを**生痕単元**と呼ぶ。旧訳で『動物の仕業』としてわずかに出てくるものにほぼ等しいが、規約第3版でその地位がはっきりと認知された。それが創設された時の階級に従い、科階級群名、属階級群名、または種階級群名として扱われる (第10条 d)。属階級群段階で設立された生痕単元は、模式種を必要としない (第42条 b, i)。

比較：新名義単元を記載する際に、その新名義単元と同じ階級にある他の単元から区別するものと著者が考える、形質の要約を掲げることが勧告として加えられた (勧告 13A)。形質の要約とは“Diagnosis”のようなものを指していると考えられるが、これに関連して注意したいことがある。それは、標本の記載が存在しない新種記載の論文を、しばしば見受けることである。このような論文では、記載全体が“Diagnosis”になっており、肝心の正模式がどれだけの情報を持っているのか、読者には解らないようになっている。その種に対する著者の考えは解るが、その考えの基礎になったはずの、実際の標本1個づつの情報が、正確に読者に伝えられるべきである。Diagnosis は標本の記載の代わりにならないことを、ここで強調したい。解剖しなければ重要な分類形質を絶対に観察できない動物の分類で、解剖していない標本を正模式に指定している人がいるが、これなど記載の意味も模式の意味も、理解していないと言わざるをえない。

新単元の記載を共用した場合：1930 年より後で、新名義属と、それに含まれるただ一つの新名義属の記載なり定義を、一つで共用している場合、“n.g., n.sp.”またはこれに等しい表現を伴っているならば、この記載ないし定義は、両者を適格にしていると見なすことになった (第13条 c)。また、新名義科階級群単元と単一の新名義属の記載なり定義を一つにしてあり、後者の名称が前者の名称の基礎になっていて、当該単元を識別する形質の

記載がされているならば、この記載または定義は両者を適格にするものと見なされる(第13条 d, および第13条 a.i)。これらの規定は、複数単元に共用する記載をさせないためのもので、1930年より後、すでに公表されてしまっているものについては上のような条件で認める、というのが趣旨であろう。なぜなら、勧告では、このような異なる単元の記載ないし定義を一つにまとめてしまうべきでない、と述べられている(勧告13B)。

別刷りの配布を早めた場合：公表日付より先に別刷りを配布すると、公表日付を早めたことになる、という規定が加わった(第21条 h)。しかし、このようなことはすべきでなく、著者のみならず、編集者や出版者もその点に留意するよう、勧告されている(勧告21A)。

雑種に付けられた種階級群名：ある動物に付けられた種階級群名があったとして、その動物が雑種(hybrid)であることが判ったとする。この場合、この名称は、その両親のどちらの名称としても有効に使うことは全くできない。たとえば、この名称が親種の名称より先に設立されたものであっても、この名称は有効でない。ただし親の名称とこの雑種の名称が同じであれば、同名関係(homonymy)に入る(第23条 h)。前は第1条と第17条にこれと似た関連規定があったが、規約第3版では、非常に明快になった。

品詞不明の種階級群名：種階級群名が名詞であるか形容詞であるかを著者が示しておらず、またどちらとも取れてははっきりしない場合、この名称は、それが結合している属と同格(apposition)の名詞として扱うことになった。この名称は、別の性の属と結合することになっても、その綴りは変わらない(第31条 b, i)。

名称の責任を負う著者の引用：名称を公表する著作の著者と、名称の責任者が違う場合、また複数著者の1部に名称の責任がある場合の、著者権(authorship)の引用の仕方が、

前は規約第51条cにあったが、規約第3版では勧告に下げられた(勧告51B)。これに関連して著者が知っている実例では、次のような極端なものがある。ある論文が1981年に3名の共著(A,B&C)で発表され、その中に出て来る二つの新種が、*A-us b-us* A&B, sp.nov. および *C-us d-us* A&C, sp.nov. と、どちらも3名のうちの2名が著者になっており、しかも2名の組合せは、両者で異なっていた。後にこの種を通常形で引用する場合、例えば前者なら、*A-us b-us* A&B, 1981となるが、A&B, 1981なる著作は引用文献に出ていない、という奇妙な事態が起こる。このような場合、*A-us b-us* A&B in A, B, & Cとして引用するよう勧告されている。しかし、筆者は、このような奇妙な引用をしなければならない論文を、本来書くべきでないと思っている。共同研究者(特に代表者)は原稿を書く前に、このような事態を避けるための配慮をするべきであるし、また編集者やレフェリーも、注意を払うべきだと思う。

種階級群名に対する同名関係の原則の適用：同じ綴りの種階級群名が同じ属、ないし同じ寄集群名と結合する場合に同名(異物同名)関係の原則(Principle of Homonymy)が適用される、という規定が前にあった。(第57条)。規約第3版では、属階級群段階の生痕単元と結合する場合が追加された(第57条 a)。

同じと見なされる綴り：綴りが違うが同じ起源と意味を持つ種階級群名が、同一属ないし同一寄集群に含められたとき、同名と見なされる場合があるが、このような綴りの例が追加された(第58条)。同じラテン文字に対するiまたはjの使用。同様に、uまたはvの使用。人名に基く属格語尾として、または複合名の要素をつなぐため中間に入るものとして、*-ae*と*-iae*, *-orum*と*-iorum*, *-arum*と、*-iarum*の使用。

模式産地：学術用語集では『基準産地』と

なっている。規約第3版で、規定や勧告の一部が変更、ないし追加された（第72条h）。模式標本が、船や飛行機など、人為的ないし機械的に運搬された後で採集されたものであるならば、その模式産地は、採集地点でなしに、運搬される前の場所であると規定された。勧告72Hに、模式産地を明確にするために著者が留意しなければならないことが述べられているが、模式産地に準ずるものとして、**模式層位と模式宿主** (type horizon, type host) が追加されている。

著者が見た標本を正模式にすること：規約第3版勧告73Bに、新名義種階級群単元の正模式は、著者自身が調べた標本の中から選定すべきで、文献の記載や図からしか知りえなかった標本から選ぶべきでない、という趣旨のことが述べられている。これは、前の規約の勧告73Bから部分的に変更されたものである。他の人の論文にに記載された記載や図で示される標本を、新種だとして、実際にその標本を調べることにしに正模式に指定する例があるので、このような勧告がなされている。筆者の意見としては、これは勧告ではなく規定にすべきだと思う。なぜなら実際に著者の責任で標本を調べないと、標本自体消失ないしは破損などで利用できない状況になっていることがありうる。また当該標本が新種の正模式になれば、当然そのラベルが変更されなくてはならないが、著者の責任でそれを確認することも必要であろう。この勧告では正模式にする場合にしか触れていないが、他の模式でも同じことが要求されるべきである。

正模式の推定を避けること：正模式が指定されていなく、名義種階級群単元が複数の標本に基いていると考えられる場合の、模式指定の好ましいやり方が示された（勧告73F）。このような場合、共模式〔総基準標本〕が存在しているかのように考え、適当であると判断したら、その中から後模式を指定する。推

定で正模式を決めるのは、好ましくないことだとされる。この勧告より後ろの第74条b（次の項目「後模式」参照）では、上のような場合に、どれか1個の標本が『正模式』ないし『模式』であると誰かが推定してそれを公表したとしても、その行為は後模式を推定したものと思わずにしている。

後模式：規約第3版の第74条は、前の規約と同じく後模式について規定しているが、内容的にはかなり変わっている。前は、最初に後模式が指定されると、それでその標本の地位が固定されることになっていたが、規約第3版では、後模式の指定が有効であるなら、それで地位が固定され、それ以後の別な後模式の指定を受付なくなるように変わった。これは、最初の後模式指定が、必ずしも正しく行われぬ場合があることを想定している。後模式指定が有効であれば、もし前に当該単元の名称の使用に制限があったとしても、その制限は必要なくなる。ただし、前に何らかの制限があったなら、後模式の指定に際して、命名法の安定性を損なわないよう配慮が求められる（勧告74A）。

この勧告の具体的な内容は、これを読んだだけでは解りにくい。例えば、ある単元が正模式に基いたものと間違っただけで信じられてきたとする。つまり、この標本に基いた情報が流布している。しかし後に、この単元は共模式〔総基準標本〕に基いていたことが判明し、正模式と信じられてきた標本とは違うものを誰かが後模式に指定したとすると、使われてきた名称の基盤が変わることになる。これは命名法の安定性を損ないかねない。このような場合、正模式と信じられてきた標本を後模式に指定しておけば、問題は起こらない(Sabroski, 1980, p.220 参照)。

前に模式産地に関して公表されたものがあつたとしても、後模式が指定された後は、後模式の原産地が模式産地になる。ただし、産地の検証を十分に行うことが求められてい

る(勸告 74E)。後模式の指定が有効であれば、前にその単元の共模式〔総基準標本〕であった他の全ての標本はその地位を剝奪され、代わりに副後模式 (paralectotype) の地位が与えられる。

新模式：第 75 条に新模式 (neotypes) に関する規定があるが、前より詳しく具体的に変わった。新模式を指定できる条件に、前の新模式が存在しない場合が追加された (第 73 条 a)。つまり、新模式的の作り直しが認められた。命名法の混乱といった例外的な状況が継続しているなら、副模式や副後模式が残っていても、新模式を指定できるとされた (第 75 条 b, iii)。しかし、前の規約と同様、あくまで新模式的の指定は分類上の大きな問題がある場合に限られており、もしこのような問題がないのに新模式的の指定が行われた時は、それに賛成しない人は、その指定に従わなくてよい (第 75 条 c の例)。新模式は、副模式や副後模式が残っているなら、他に問題がなければ、その中から選ぶべきで、また失われた正模式等と産地が同じ標本を模式系列から選べるならば、それがもっとも望ましい (勸告 75A)。新模式が指定されると、その名義種ないし名義亜種の模式産地は、前に如何なることが言われていようとも、新模式的の産地がそれになる (第 75 条 f)。新模式が指定された後で元の担名模式が発見された場合、その処理は審議会に申告することになっている (第 75 条 h)。これは前の規約と変わらないが、具体的な例があげられていて、どのような裁定が下されたか解るようになっている。疑問名 (nomina dubia) が引続き存在して分類上問題をもたらしているような場合に、新模式を指定すべきだという勸告がある (勸告 75E)。これに関連して、担名模式が存在していても問題の解決ができない場合、審議会に申告して、存在する担名模式を排除して別に新模式を指定できる道が開かれた。

最後に、International Code of Zoological

Nomenclature を国際動物学命名規約と訳した点について触れておきたい。旧訳では「国際動物命名規約」となっており、『学』がない。この規約は、動物の名前の付け方を決めていたのではなく、動物学で使用する学名についての取り決めをしているのである。些細なことではあるが、『学』一文字を儉約するよりは、原文を忠実に表現するほうが良いと思う。

謝 辞

この小文は、瀬戸臨海実験所で行われてきた命名規約勉強会の中で発表した筆者の考えに基いており、また勉強会の中でのいろいろな論議が参考になっている。瀬戸臨海実験所教官・院生諸氏に感謝の意を表したい。中国で使われている用語については、中国科学院の戴爱云博士に御教示願った。さらに、Dr. M. J. Grygier (琉球大学)、Dr. P. V. Fankboner (Simon Fraser University) の各氏には、難解な英語の翻訳でいろいろ助けていただいた。御礼申し上げる。

引用文献

- International Commission on Zoological Nomenclature, 1985. International Code of Zoological Nomenclature, Third Edition. University of California Press, Berkeley and Los Angeles.
- 松本誠治 1986. 最初の有効学名. *Atypus*, 88 : 30-31.
- Melville, R. V. 1979. Report of the committee on typification of species of Protozoa. *Z. N. (G.)* 185. *Bull. Zool. Nom.*, 35 : 200-208
- 文部省・日本動物学会 1988. 学術用語集動物学編 (増訂版). 丸善.
- 日本学術会議動物学研究連絡委員会・動物命名法小委員会 1965. 第 15 回国際動物学会会議において採用された国際動物命名規約. 北隆館.
- Sabrosky, C. R. 1980. International Commission on Zoological Nomenclature.

Bull. Zool. Nom., 36 : 203-222.
清水 長 1988. 国際動物命名規約第3版の紹

介とそれをめぐる諸問題. 魚類学雑誌
34 : 527.